

養育特例制度のお知らせ

～3歳未満の子を養育している方は必ずお読みください～

被用者年金制度の一元化（以後、「一元化」といいます。）に伴う制度改正等については、これまで何度かお知らせしておりますが、今回は一元化により平成27年10月から新しく始まった養育特例制度についてお知らせします。

【養育特例制度とは】

3歳に満たない子を養育し、または養育していた組合員（被保険者）について、養育期間中の標準報酬月額が当該子の養育を開始した月（子が出生した月、子を養子とした月等）の前月より低くなった場合に申し出を行うことにより、年金額の計算を行う際、養育期間に係る標準報酬月額について、養育前の高い標準報酬月額を適用させることができます。この特例を「養育特例制度」といいます。

【留意事項】

- 子を扶養に入れていなくても適用されます。
- 父母どちらにも適用されます。
- 2年間は遡及して適用することが可能です。

【養育特例を受けることができる期間】

養育特例の開始・終了時期については、次のとおりです。

- 開始…3歳に満たない子を養育することとなった日（※）の属する月
 - ※ 子が出生したとき、子を養子としたとき、別居していた子と同居することとなったとき等です。
- 終了…次に該当することとなった日の翌日の属する月の前月
 - ・養育している子が3歳に達したとき
 - ・組合員が死亡したとき又は退職したとき
 - ・他の3歳に満たない子（養育特例を受けることとなる子）を養育することとなったとき
 - ・子が死亡したとき又は子を養育しないこととなったとき
 - ・育児休業等（掛金免除）を開始したとき
 - ・産前産後休業（掛金免除）を開始したとき
 - ・被保険者が70歳に到達したとき

【届出に必要となる書類】

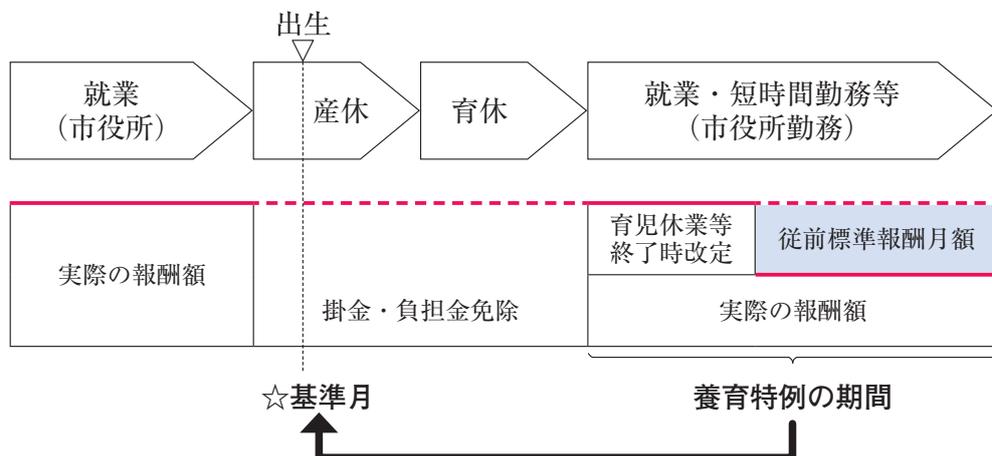
- 特例の適用を受ける場合…「養育期間標準報酬月額特例申出書」
(様式は、所属所共済組合事務担当課にあります。)
 - ・必要添付書類
 - ① 子の生年月日及びその子と届出者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書または戸籍抄本
 - ② 子を養育することとなった年月日を証する書類
 - ③ 世帯全員の住民票
- 特例の適用が終了する場合…「養育期間標準報酬月額特例終了届出書」
 - ※ 養育している子が3歳に達したとき、組合員が退職又は死亡したとき、被保険者が70歳に到達したときについては、同届出書は不要です。

【具体的な事例】

※ 例では育児休業したケースをとりあげておりますが、必ずしも育児休業を行っていることが前提ではありません。

事例Ⅰ 3歳に満たない子が1人の場合

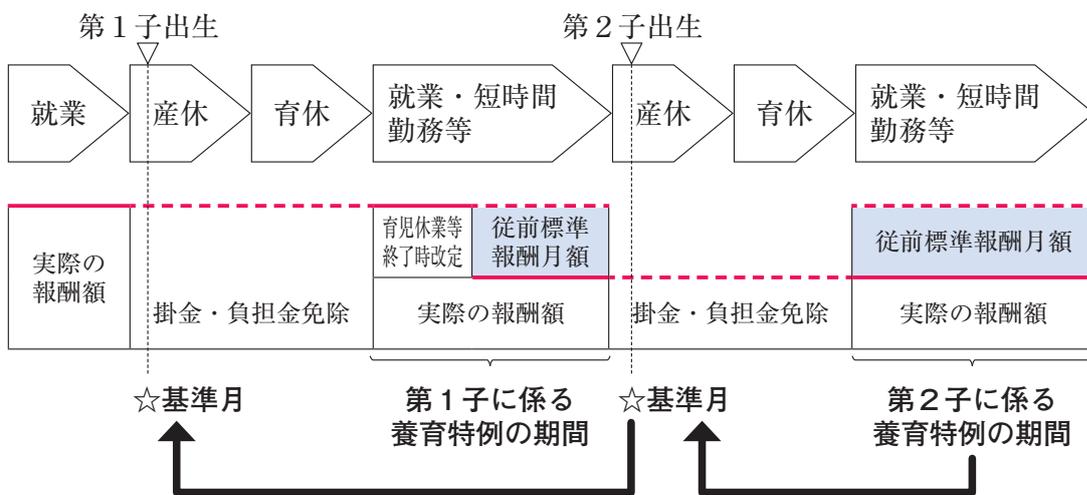
- 掛金等を算定するときの標準報酬月額
- - - - 年金額を算定するときの標準報酬月額



短時間勤務等により、標準報酬月額が子を養育することとなった日の属する月の前月（基準月）の従前標準報酬月額を下回っているため、基準月の標準報酬月額が年金額の算定の基礎となります。

事例Ⅱ 3歳に満たない子が複数いる場合

- 掛金等を算定するときの標準報酬月額
- - - - 年金額を算定するときの標準報酬月額



第2子に係る産前産後休業開始によって、第1子に係る養育特例の終了がなかったとしたならば、第2子の基準月において、第1子の従前標準報酬月額がみなされる場合、その額を第2子の従前標準報酬月額に引き継ぐことができます。

【養育特例に該当するものと思われるケース】○育児部分休業や育児短時間勤務を取得している組合員

部分休業等により給料が減額され、育児休業終了時改定により標準報酬月額を減額改定している場合に、養育特例を届け出て従前の標準報酬月額を年金算定の基礎とすることができます。

○標準報酬月額が随時改定により減額改定した組合員

3歳に満たない子を養育していれば、養育特例を届け出て従前の標準報酬月額を年金算定の基礎とすることができます。

○一元化（平成27年10月1日）施行時の取扱いに該当する組合員

3歳に満たない子を養育している組合員で、平成27年10月1日からの標準報酬月額と当該子の出生日の前月当時の長期掛金の標準となった給料月額に手当率（一般職：1.25、特別職：1）を乗じた額を標準報酬等級表（※）に当てはめた額とを比較して、後者の額が高い場合に届け出ることができます。

※ 標準報酬等級表は、昨年10月中旬以後に配付しておりますリーフレット「平成27年10月から 標準報酬制が導入されます」の8ページに掲載しております。不明な場合は所属所共済組合事務担当課または当組合年金課までお問い合わせください。

●養育特例に関しご不明な点等ございましたら、共済組合年金課（095-827-3140）までお問い合わせください。